

弁護士法人創知法律事務所
藤本一郎 先生
TEL 06-4708-3260 FAX 06-4708-3280

令和 2 年 1 月 28 日

日弁連会長選挙候補者
弁護士 荒 中

貴職をはじめ 14 名の会員の皆様におかれましては、このたびの日弁連会長選挙について真摯にご検討いただき、かつ、多くの会員に情報発信をしようとして取り組んでおられることについて、敬意を表します。

ご質問につき、以下のとおり、ご回答いたします。

なお、多くの会員にできるだけ情報を正確に伝えていただくために、可能な限り、原文をそのまま掲載していただきますようお願いいたします。

もし、要約をされる場合は、事前に内容を確認させていただきますようお願いいたします。

記

1 ご質問（1）について

司法試験合格者数につきまして、日弁連は、ご承知のとおり、2012年3月15日の「法曹人口政策に関する提言」において、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである」と意見表明をしており、2016年3月11日の臨時総会において、同趣旨の決議をしております。

このような決議と関係省庁との協議を踏まえ、現在の法曹人口は1500人という目標がほぼ達成されていると認識しております。減少した法曹志願者数を回復するための諸活動の成果や、今般の法曹コース・司法試験在学中受験などの法改正の影響も考慮しつつ、他方法律サービスに対する社会の需要等も考慮し、速やかに、司法試験合格者数についての具体的な検証を行うべきと考えます。

検証のためには一定期間の安定的な制度運用が必要であると考えますが、2年の任期のうちに一定の方向性を出そうと考えています。そのうえで、具体的な目標数

値は、これら検証結果や各弁護士会や関連委員会への意見照会等、会内での十分な議論を経て民主的なプロセスのもとで決めていくべきと考えております。

2 ご質問（2）について

ご指摘のとおり、法科大学院制度及び司法試験制度の改革により、司法試験受験に伴う時間的経済的負担が軽減されることは、今後、法科大学院を経て法曹になろうとする若者にとって動機付けの1つになり得る可能性があると考えております。

他方司法試験までの期間短縮に伴う法科大学院のプロセス教育が形骸化するのではないかという問題、いわゆる法科大学院入学者の多様性を損なうのではないかという懸念、予備試験制度の問題などについては、ご指摘の通り課題が山積していると考えています。

よって、今後は、関係省庁、日弁連をはじめとする法曹関係者、法科大学院等による継続的な協議によって、法科大学院教育の質を落とさず、1人1人の法科大学院生を手塩に掛けて大事に育てるようなカリキュラムや教育体制を構築していくことが重要です。また、本来法科大学院は多様な法曹を社会に輩出することを理念としていることに鑑みれば、他学部や社会人等から法科大学院に進学する者を確保するための未修者教育の改善に向けての取り組みや、地方法科大学院や法曹コースに対する弁護士会のバックアップ等による地域に根ざした後継者養成に一層力を入れることも必要であると考えています。

予備試験制度等については、現在の運用が制度の本来の趣旨に沿わないとの問題点が指摘されているところであり、上記の法科大学院制度、司法試験制度の改革の成果を踏まえ、予備試験制度のあり方について具体的に検討していく必要があると思っています。

3 ご質問（3）について

この点に関する貴職らのご指摘は大変重要で、示唆に富むものであると考えております。私としても、日本の弁護士の経済状況の悪化や我が国における弁護士の地位の相対的低下については多大な懸念を持っております。

その原因には日本社会のあり方全体にも関わる極めて複層的なものがあり、何か絶対の特効薬がある訳ではないと考えております。しかし、多くの会員が一致して目指していける方向性を提示し、その実現に向けて道筋を作っていくことが会長の使命であると考えます。

私たち弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としており、そのことを誇りに思っています。私たちがその使命を十分に果たしていくためには、それが社会的にも正当に報われていると感じられることが不可欠であり、そのことが職務

に対する誇りの源泉でもあると考えます。

以上を前提として、なかなか困難なご要望ではありますが、特に重要な2つということですので、それに絞って以下のとおり回答いたします。

(1) 自治体等との連携により、職務に見合った対価を伴う業務を拡充する（権利擁護を業務へ）。

現在、半ばボランティアとなっている自治体関係の業務は多数あります。これらは、社会生活の中で必要なインフラであることへの理解を求め、自治体もしくは国からの費用負担を増大させていく必要があると考えます。

(2) 法テラスの報酬基準の改正等を実現する。

国連は2015年に、持続可能な社会を作るため2030年までに達成すべき17の目標（SDGs）を採択しており、日本政府もそれを積極的に推進することを言明しています。その16番目の目標の中に、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を推進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ということが定められています。この趣旨に従えば、まさに法律扶助制度はこの目標を達成するための重要な制度であり、司法インフラとして大幅に拡充されるべきです。そのことを国・政治家・市民などに強く訴えていきます。

他方で、依頼者の方々の負担が重くなりすぎないように、償還制から給付制への転換を求めています。

(3) 以上の2つの施策を粘り強く推進することによって、弁護士業務全般に対する市民や企業の認識にも変化をもたらし、弁護士の地位の向上にも寄与するものと考えています。